

ご寄附に対する税制優遇について

修武館は、兵庫県知事より「公益財団法人」としての認定（認定日は平成23年3月24日、法人登記日は4月1日）を受けており、当館への寄附金には特定公益増進法人としての税法上の優遇措置が適用され、所得税（個人）、法人税（法人）の控除が受けられます。

（注）特定公益増進法人とは、公益法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献、その他公益の増進に著しく寄与すると認定されたものです。

平成23年度税制改正により、行政庁の証明を受けた公益社団法人・公益財団法人に対する個人の寄附金については、新たに「税額控除」の仕組みが加わり、従来の「所得税控除」との選択制になりました。当財団は、平成24年1月10日付で、この税額控除の証明を受けております。個人の寄附金につきましては通常、税額控除の方が控除される額が多くなりますが、総所得金額等により異なる場合がありますので、詳しくは最寄りの税務署にお尋ね下さい。なお、法人様のご寄附につきましては、引き続き特定公益増進法人に対する寄附に適用されます、別枠の損金参入をご利用いただくことができます。

当財団は、剣道、なぎなた並びに居合道の指導及び鍛成を通して、青少年のスポーツ精神の涵養並びに文化の発展に寄与することを目的に事業を実施しております。これらの事業に必要な資金は主に会員の方々の会費や事業収入を充てていますが、今後さらにこれらの活動を拡大充実させるためには、出来るだけ多くの皆様からの浄財が必要です。当財団の事業活動にご理解とご賛同を賜りまして、何卒ご協力頂きますようお願い申し上げます。

平成24年2月吉日
公益財団法人 修武館
理事長 小西 新右衛門

◇ 個人寄附の場合（所得控除又は税額控除）

その年に対象団体に対して行った寄附金合計金額のうち 2,000 円を超える金額につき適用されます。

所得（寄附金）控除適用の場合

次のいずれか低い金額 - 2,000 円 = 寄附金控除額

- イ その年に支出した特定寄附金の額の合計額
- ロ その年の総所得金額等の 40%相当額

税額控除適用の場合

個人が支出した寄附金について、以下の算式により算出された税額が所得税から直接控除されます。

(次のいずれか低い金額 - 2,000 円) × 40% = 税額控除額（税額の 25%を限度）

- イ その年に支出した特定寄附金の額の合計額
- ロ その年の総所得金額等の 40%相当額

※ 所得控除適用の場合、所得控除を行った後に税率を掛けるため、所得税率が高い高所得者の方が減税効果が大きいです。

税額控除適用の場合、寄附金額を基礎に算出した控除額を税率に関係なく税額から直接控除するため、小口の寄附にも減税効果が大きいです。

どちらの場合にも所轄税務署へ確定申告を行って下さい。（勤務先などで実施される年末調整等では控除できません）申告の際には、当財団が発行した領収書及び税額控除証明（税額控除の場合のみ）を添付して下さい。

◇ 法人寄附の場合

通常の一般寄付金の損金算入限度額と同額以上が別枠として損金算入が認められます。

事例 資本金が 1 億円、年中の所得金額が 1,000 万円の場合

イ 一般損金算入限度額

$$= \{ (100,000,000 \text{ 円} \times 2.5 / 1000) + (10,000,000 \text{ 円} \times 2.5 / 100) \} \times 0.5 = 250,000 \text{ 円}$$

ロ 別枠の損金算入限度額

$$= (100,000,000 \text{ 円} \times 2.5 / 1000) + (10,000,000 \text{ 円} \times 5.0 / 100) \times 0.5 = 375,000 \text{ 円}$$

したがって、イ、ロの合計金額 625,000 円の損金算入が認められます。

◇ 相続税

相続により取得した財産の一部または全部を寄附した場合、寄附した財産に相続が課税されません。

◇ 寄附金控除に関する Q&A

Q1：個人住民税の控除も受けられるのか。

個人住民税は、お住まいの都道府県・市区町村の各々で、条例で指定した場合に、個人住民税の寄附金控除の対象となります。現在、当財団で連絡を受けている市町村はありません。

Q2：年金生活者であっても寄附金控除を受けられるのか。

所得税を納付されている方が対象になりますので、収入金額を確認して下さい。年金収入のみの方で、65歳以上の方は1年間の収入が158万以上、65歳未満の方は108万以上である場合には、対象になる可能性があります。

Q3：2千円未満の特定公益増進法人・公益財団（社団）法人に対する寄附金の領収書があるが、他の寄附金領収書と合わせて確定申告は可能か。

他の寄附金領収書との合計金額が2千円を超えていれば確定申告が可能です。

Q4：領収書を紛失してしまい、コピーが手元にあるが申告は可能か。

寄附金控除を受けるためには、確定申告に領収書の原本を添付することが要件とされていますので、コピーでは寄附金控除の適用は受けられません。

Q5：寄附金控除による還付の中告は、何年前までさかのぼって可能か。

過去に申告していない場合、寄附金を支出した年の翌年の1月1日から5年間可能です。

Q6：法人が寄附をするとどんなメリットがあるか。

一般の寄付金とは別に、以下を限度として税務上の費用となります。

(所得金額の5%+資本等の金額×0.25%) ×1/2

たとえば、当該事業年度の一般寄付金の枠が50だとすれば、別枠で同額の50認められます。但し、一般枠で余裕があるからといってそれを流用することはできません。住民税・事業税は上記の取扱いを受けて計算されます。寄附は現金に限られるものではありません。物品も相当額の寄附とみなされます。

以上 平成24年2月現在

寄附についてのお問い合わせ先

公益財団法人修武館 事務局

住所 664-0858 兵庫県伊丹市西台3丁目2-11

電話・ファックス 072(773)1431 E-mail syubukan-dojyo@snow.ocn.ne.jp

※ 不在の場合、お名前・連絡先をお知らせ下さいましたら、折り返しご連絡させていただきます。